

成人ウエルネス参加規約細則（むさしYMCA）

（目的）

第1条 この細則は、熊本YMCA成人ウエルネス参加規約第21条に基づき、むさしYMCAにおける参加規約の細部を定めたものである。

（コース種別・参加費・利用時間等）

第2条 むさしYMCAにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする。

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
ウエルネス	参加費	8,330円	95,620円	9,110円	104,760円	9:30～22:30（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	8,680円	99,820円	9,110円	104,760円	9:30～18:30（日・祝）
アクア	参加費	6,740円	77,330円	7,440円	85,560円	9:30～22:30（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	7,090円	81,530円	7,440円	85,560円	9:30～18:30（日・祝）
デイトタイム	参加費	6,210円	71,240円	6,880円	79,120円	9:30～17:00（月～金、祝日含む）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	*土曜日曜は利用できません
	計	6,560円	75,440円	6,880円	79,120円	
学生	参加費	6,210円	71,240円	6,880円	79,120円	17:00～22:30（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	6,560円	75,440円	6,880円	79,120円	9:30～18:30（日・祝）
ナイト	参加費	5,150円	59,050円	5,770円	66,350円	20:30～22:30（月～金、祝日除く）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	*土曜日曜は利用できません。
	計	5,500円	63,250円	5,770円	66,350円	
ホリデー	参加費	5,150円	59,050円	5,770円	66,350円	9:30～21:30（土）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～18:30（日・祝）
	計	5,500円	63,250円	5,770円	66,350円	
ファミリー （2人）	参加費	15,660円	179,740円	17,170円	197,450円	9:30～22:30（月～金）
	普通会費	700円	8,400円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	16,360円	188,140円	17,170円	197,450円	
ファミリー （3人）	参加費	22,990円	263,860円	25,240円	290,260円	9:30～18:30（日・祝）
	普通会費	1,050円	12,600円	—	—	
	計	24,040円	276,460円	25,240円	290,260円	

注1） 年一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2） YMCA 会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（月額 350 円、年額 4,200 円）若しくは維持会費 A～F のいずれかを納入しなければならない。

2 スイミングクラスの参加費等は次のとおりとする。

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
スイミング クラス	参加費	5,150 円	—	5,770 円	—	10:30～11:30 (月・金)
	普通会費	350 円	—	—	—	
	計	5,500 円	—	5,770 円	—	

*上記、第2条1項のコース種別参加者は月額 YMCA 会員 2,750 円・一般参加者 2,880 円でスイミングクラスに参加できる。

3 前2項は、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

(参加費等の納入方法)

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- (1) プログラム申込手続き時には、参加開始月及び翌月の参加費等を現金で納付しなければならない。
- (2) 月々の参加費の納付は前納制とし、前月26日に参加者指定の金融機関口座から自動振替により徴収する。当日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に徴収するものとする。
- (3) 参加費等は年度開始時のみ一括で納入することができる。
- (4) 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。ただし、前納制のため定められた手続に従って退会等の手続がなされた場合には、これを還付するものとする。
- (5) 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

(参加費等の滞納)

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- (1) 参加費等の滞納通知を發したのちも3箇月以上納入がなされない場合
- (2) 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

(届出事項等の変更)

第5条 参加申込書や口座振替依頼書等の記載事項に変更が生じた場合、参加者は速やかに届け出なければならない。

2 コース種別の変更は、変更希望月の前月末日までに届け出なければならない。

(休会・退会手続)

第6条 参加者が休会(最長3ヶ月)を希望する場合は休会希望月の前月10日までに休会届を提出しなければならない。また参加者が退会を希望する場合も、退会希望月の10日までに所定の退会届を提出し、メンバーズカードを返却しなければならない。手続きにあたっては電話・FAX・電子メールでの対応は一切行わないものとする。なお、やむをえず11日～末日までに届出がなされた場合には、事務手続きの関係上、翌月分の参加費が引き落とされる場合があるが、後日還付するものとする。

また、休会・退会希望月の末日を過ぎての届出がなされた場合は、休会・退会希望月の翌月の休会・退会とする。

(改廃)

第7条 むさしYMCAは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2014年4月1日から改定する。